

「平和安全法制整備法及び国際平和支援法」強硬採決に強く抗議し、  
直ちに廃案とすることを求めます

政府は、2014年7月1日、臨時閣議において憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を決定しました。そして、平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案（以下「本法案」）を、2015年7月16日に衆議院本会議、9月19日未明に参議院本会議において、国会をとりまく何万という抗議の声の中、強行採決を行いました。

この法は、衆議院特別委員会における参考人3名全員、内閣法制局長官や最高裁判事経験者をはじめ、多くの憲法学者、有識者が違憲であると断じているものです。

政府には、憲法の平和主義を堅持した上で安全保障政策を構築する責任があります。にもかかわらず政権は、これまで歴代内閣が国会とともに積み重ねてきた憲法解釈を、一内閣の閣議決定によって変更し、違憲の指摘が相次ぎ世論も反対多数のなか強引に立法措置を行い、我が国の平和主義、立憲主義、国民主権、民主主義、すべてを根底から覆しました。

日本が自衛隊という実力組織を持ちながらも、戦争をしない国として信頼を得、国際社会で受け入れられ、経済的発展を遂げられてきたのは、平和憲法と、その憲法のもと武力によらない安全保障をめざしてきた故であり、日本が法治国家、民主主義国家として歩んできたからであり、この国で命をつむぎ暮らしを築いてきた国民ひとりひとりの不断の努力の結果です。

その国民の声は、本法案が強行採決されたのちも、過半数が反対、「説明・審議が不十分」との意見が大多数です。また、全国で300を超える地方議会が、「反対」「廃案」もしくは「慎重審議」などを求める意見書を可決しています。そして、多くの憲法学者・法律専門家が「本法は違憲である」との見解を公式に表明し、抗議の声明が続いています。多くの抗議の声を無視し本法を強行採決したことは、とうてい認められるものではありません。

戦後70年の今こそ、国際社会の一員として、平和に寄与する責任のあるわが国においては、「集団的自衛権を行使する国、戦争する国」へと突き進むのではなく、平和憲法を世界に掲げ非軍事的構想のもと、外交、経済協力、文化交流、開発援助、災害や貧困への支援等によって平和を構築すべきです。

そして、政府に於いては、憲法を尊重し、平和主義、立憲主義、国民主権、民主主義を堅く守ることを強く求めます。

私たちは、本法の強行採決に強く抗議し、直ちに廃案とすることを求めます。

2015年9月25日

とりで生活者ネットワーク  
代表 竹添みち子  
取手市議会議員 池田慈